

だれでも判事、だれでも原告、だれでも被告

裁判ごっこ NEWS

号外

(2023年8月19日)

発行・問い合わせ:「自由と人権」榎本(090-1884-5757)



1、松本新副市長は合意事項を守れ！

市民団体「サンホセの会」による長年の願いがかなって、今年の「平和市民のつどい」向けて、駐日コスタリカ大使館アレクサンダー・サラス・アラヤ氏から(スペイン語の)メッセージがよせられた。8月18日午前、その扱いについて団体と市側(松本副市長・小俣教育部長・岩野生涯教育課長)との間で以下の一定の合意がなされた。

- ①コスタリカ大使のメッセージは全文読み上げる。
- ②団体が日本語に訳したものがあがるが、市でも翻訳したのでそちらを読み上げ、会場は団体のものを掲示する。

ところが当日午後になって松本副市長から電話があり、大使館の確認が得られないので、団体の翻訳文の要旨をアナウンスすると言ってきた。

小池都知事のメッセージは全文朗読するのに、大使のそれは要旨のみというのはあまりに失礼に当たる。団体に翻訳したものを読み上げるよう求めたが、受け入れられず、一方的に電話は切られた。

市の訳したものであれば読み上げるが、団体の訳したものであれば要旨のみというのは、理屈に合わない。団体のものを讀んだのでは何か不都合があるのかと考えざるを得ない。

市の訳したものと比べてみればそれが分かると考え、提示するよう求めたが、それは拒否された。よほど明らかにできない事情があると思われる。

2、和地新市長は違法が指摘された市役所業務に適正に対処せよ！

今年5月17日、東京地裁は東大和市立中央公民館におけるチラシ配置申請に関し、館長による違法行為があったと認め、被告・市長に、原告への損害賠償を命じた。

表現行為に関わる極めて重大な事態であるにも関わらず、和地新市長は議会で「二審で一部敗訴」などという不適当な発言をしたうえ、原告に謝罪はおろか面談もせず、違法な行政行為をした者の処分さえ言明していない。

違法行政行為の再発防止には、謝罪、処分、公表というプロセスが必要だが、現時点で市長がこれを実施する様子は見られない。

これでいいのか？

東大和市役所！